

入札公告

令和元年11月 1日

下記の通り一般競争入札を行いますので公告いたします。

一般社団法人 福井県織協ビル同業会

会長 中村 龍男 印

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

(仮称) 新福井県織協ビル 新築工事

(2) 工事場所

福井県福井市大手3丁目7番1号

(3) 工事概要

鉄骨造 地上12階、地下1階

延床面積 9,686.07 m²

(4) 履行期限

令和3年7月31日

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 福井県競争参加資格者名簿の建築一式工事の工事種目に登録されている者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。）第3条第1項の許可を受けてから3年以上継続して建設業を営んでいること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項（当該入札に係る契約を締結する能力を有しないもの、破産者で復権を得ない者）に定める要件に該当しない者。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 入札参加資格の確認の日において、現に法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の処分を受けている者でないこと。
- (6) 入札参加資格の確認の日において、現に福井県建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 福井県内に契約の出来る営業所を有すること。
- (8) 平成30年4月以後の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書のうち最新のものの結果、建築一式工事の総合評定値が1100点以上と決定された者であること。

- (9) 平成15年4月1日以後に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新築又は増築であつて、かつ、延床面積（増築の場合においては、増築部の延床面積）が6,000㎡以上の建築工事、かつ高さ10階以上又は高さ30m以上の建築工事を元請業者として福井県内において施工した実績があること。
- (10) 平成15年4月1日以後に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地下施設を含む解体工事であつて、かつ、延床面積4,000㎡以上の解体工事を元請業者として施工した実績があること。（共同企業体の場合は代表者に限る）
- (11) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者で、法第26条第2項に規定する監理技術者として、この入札に係る工事の現場に専任ではいちできること。
- (12) 品質マネジメントシステム（ISO9001）及び環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証を取得していること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望しようとする者は、申請書およびその他必要と認められる書類（以下、「資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認に係る技術的審査を受けるものとする。資料の作成は県の書式に準ずるものとする。

なお、期限までに申請書を提出しない者または確認を受けられなかった者は、この入札に参加することができない。

- (1) 提出期限 令和元年11月 8日（金）12時まで
- (2) 提出場所 ㈱走坂建築設計事務所
福井県福井市照手3丁目10-3
電話番号 0776-23-1519
- (3) 提出部数 1 部

4 現場説明会の日時・場所

- (1) 日 時 令和元年11月14日（木）14時
- (2) 場 所 福井県織協ビル 801A 会議室
福井県福井市大手3丁目7番1号

5 入札書提出の日時・場所

- (1) 日 時 令和元年12月16日（月）14時
- (2) 場 所 福井県織協ビル802会議室
福井県福井市大手3丁目7番1号

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札額として入力された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札額として入力すること。

7 落札者の決定に関する事項

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

8 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1 入札に加わる資格がないものまたは資格のなくなったものとした入札
- 2 入札者またはその代理人がした二以上の入札
- 3 二人以上の代理をしたものの入札
- 4 入札者が連合した入札
- 5 入札の際に不正行為をしたものの入札
- 6 金額その他要点を確認することができない入札
- 7 誤字・脱字・脱漏・汚染・塗抹等により意思表示が不明確な入札書を提出した入札
- 8 その他入札条件に違反した入札

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記1の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。